

「公益信託 農林中金80周年森林再生基金」の設定について

1. 概要

- (1) 当金庫は、企業の社会貢献ならびに社会的責任に対する関心の高まり等を勘案して、創立80周年を迎えたのを機に、「公益信託 農林中金80周年森林再生基金」を設定し、森林保護（保全）を通じた社会貢献事業に取り組んでいくこととしましたのでお知らせいたします。
- (2) 本取組は、国内の森林荒廃が進むなか、地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を発揮できない状況を踏まえ、特定公益信託を活用して国内の荒廃した民有林を再生する事業・活動に対して助成を行うものであり、信託財産10億円、期間10年程度（1年当たり1億円程度）の事業を実施することを目処としています。
- (3) 今般、特定公益信託の設定について、農林水産省および財務省の許可・同意を得たことから、平成17年3月中に委託信託銀行である農中信託銀行株式会社と信託契約を締結・資金拠出したうえで、当該公益信託を設定することとしています。

2. 事業概要

- (1)名称 ： 「公益信託農林中金80周年森林再生基金」
- (2)区分 ： 特定公益信託
- (3)委託信託銀行 ： 農中信託銀行株式会社
- (4)目的 ： 国内の荒廃した民有林の再生を通じて森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とする。
- (5)事業内容 ： 国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目的とした活動であって、創造性が高いと認められる以下の活動に対する助成金の支給。
 - ・ 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生活動（長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業を条件とする。）

- ・ 上記に附帯する林地境界確定，林地調査，不在村地主調査等
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

(6)助成対象者　：　営利を目的としない法人で，過去の活動歴等からみて本活動を運営するに十分な能力，知見を有する団体(ただし，地方公共団体を除く)。

(7)選考方法　：　当公益信託の運営委員会が，当信託の趣旨，目的に照らし，活動内容・活動効果の大小等を総合的に勘案して選定する。

(8)信託財産等

- ・ 当初信託財産　：　1，000百万円
- ・ 信託財産取崩しにより，年間100百万円(一団体あたり上限30百万円)を目処に助成。
- ・ 予定信託期間は10年程度。(但し，一団体あたりの複数年助成は5年を最長とする。)

3. 今後のスケジュール (予定)

平成 17 年 3 月	信託契約締結・資金拠出・基金設定
平成 17 年 6 月	第 1 回運営委員会 (助成規定・募集要項の決定)
平成 17 年 7 月	助成募集開始
平成 18 年 2 月	助成先決定
平成 18 年 4 月	助成先への助成金一部交付
・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成 27 年 4 月	2014 年度 (最終年度) 助成金交付

以上

(照会先) 農林中央金庫 広報部 (飯田，松尾)
TEL 03-5222-2019

農林中金80周年森林再生基金 スキーム図

